

定 款

一般社団法人 宇宙エレベーター協会

平成21年	2月21日	制定
平成21年	3月6日	設立
平成24年	6月16日	変更
平成25年	6月23日	変更
令和4年	9月22日	変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人宇宙エレベーター協会と称し、英文では、Japan Space Elevator Association と表示する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 当法人は、宇宙エレベーター技術及び関連技術の振興を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)宇宙エレベーター技術及び関連技術に関する調査、資料収集、情報管理・提供に関する業務
- (2)宇宙エレベーター技術及び関連技術に関する技術開発、研究開発に関する業務
- (3)宇宙エレベーター技術及び関連技術に関する普及啓発業務
- (4)宇宙エレベーター技術及び関連技術に関する展示会、学会、競技会に関する業務
- (5)宇宙エレベーター技術及び関連技術に関するコンサルティング業務
- (6)宇宙エレベーター技術及び関連技術に関する商品の企画、制作、販売
- (7)宇宙エレベーター技術及び関連技術に関する書籍の翻訳及び出版
- (8)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、総会及び理事のほか、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1)正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前条の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定された社員（以下「社員」という）とする。

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)理事会の承認を得ず、当法人の名称若しくは役職名を使用し、政治的活動、営利活動を行ったとき
- (4)その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき
- (2)成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3)死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 総会

(定時総会及び臨時総会)

第13条 当法人の総会（以下「総会」という）は、正会員により構成されるものとし、次に掲げる区分に応じ、定時総会及び臨時総会とする。

- (1) 定時総会 法人法に規定された定時総会
 - (2) 臨時総会 前号の定時総会以外の総会
- 2 定時総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要があるときに随時招集する。
- 3 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長とする。ただし、会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権の数)

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関らず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第17条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員及び代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とすることができる。また、前項における理事はすべて、法人法における業務執行理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事等の職務権限)

第20条 当法人における理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、その業務を執行する。
 - (3) 理事は、その業務を分担執行する。
- 2 前項における業務分担については、理事会により別に定める。

(理事の責任)

第21条 理事は、下記に定める義務を負う。下記義務に違反したとき、又はその任務を怠ったときは、これによって当法人が被った損害を賠償する責任を負う。

- (1) 善管注意義務
- (2) 法令、定款、総会決議等の遵守義務
- (3) 忠実義務
- (4) 守秘義務（退任後も含む）

- (5) 競業に関する承認取得義務
- (6) 利益相反取引に関する承認取得義務
- (7) 損害報告義務
- (8) 計算書類等の正会員への提供義務
- (9) 計算書類等の定時総会への提出・提供義務
- (10) 事業報告内容の定時総会への報告義務
- (11) 計算書類の定時総会への報告義務
- (12) 社員総会への説明義務
- (13) 理事会への報告義務
- (14) 法人法、その他の法律に定める義務

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の責任)

第23条 理事は、下記に定める義務を負う。下記義務に違反したとき、又はその任務を怠ったときは、これによって当法人が被った損害を賠償する責任を負う。

- (1) 善管注意義務
- (2) 法令、定款、総会決議等の遵守義務
- (3) 業務監査義務
- (4) 理事会への報告義務
- (5) 理事会への出席義務
- (6) 社員総会への説明義務
- (7) 法人法、その他の法律に定める義務

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、定数に足りなくなるときは、任期の満了により退任した後も、新

たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- (4) 10万円以上の金銭消費貸借契約（類する契約も含む）

(責任の一部免除等)

第28条 当法人は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(任意機関)

第29条 当法人に、法人法の規定外の任意機関として下記のを置くことができる。

- (1) 顧問…当法人の事業の遂行上有益とみなされる知見を有し、当法人に対する助言指導が行うことができる者
 - (2) フェロー…宇宙エレベーターの実現に向けた具体的研究活動や開発活動を現在もしくは過去に行っており、その業績を示す具体的資料が確認できる者
- 2 前項に定める任意機関は、当法人における契約行為に関する一切の権利、義務を有しない。
- 3 第1項に定める顧問、フェローは、無報酬とする。ただし、理事会により別途定める額について、その職務を行うために要する費用として支払をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、顧問、フェローの選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 10万円以上の金銭消費貸借契約（類する契約も含む）
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第28条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合、

及び法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は法人法第101条第2項に該当する場合はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金)

第38条 当法人は、会員に対し、基金を引き受ける者（以下「引受人」という）の募集をすることができる。

2 当法人に拠出した引受人は、当法人が解散をした場合を除き、拠出した基金の返還を受けることができない。

第7章 事業年度等

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第42条 当法人は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の事業の円滑なる運営を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会に関する必要事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第9章 事務局

(設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することがある。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第49条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(経過措置)

第6条(種別)の変更に基づく学生会員の廃止は、平成26年3月31日をもって行い、経過措置として当該日までの期間中は、継続加入である学生会員のみとし、新たな学生会員の入会は受け付けないものとする。

以上、一般社団法人宇宙エレベーター協会の現定款とし、代表理事(会長)が次に記名押印する。

令和4年9月22日

(名 称) 一般社団法人宇宙エレベーター協会

代表理事(会長) 大 野 修 一